

秋田市告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年1月5日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種類
社会福祉 法人新秋 会	特別養護老 人ホームひ なた	秋田市土崎港西 三丁目11番5号	令和3年12月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護